福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド要綱第３条第２項の規定に基づき、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）次年度に実施する基金の処分対象事業及び各事業費に関する事項

（２）基金の処分対象事業のうち公募による事業について、事業及び事業者の選定並びに助成額に関する事項

（３）基金の処分対象事業について、事業系ごみの減量・リサイクルに係る実績、費用対効果、将来的な事業発展性等の視点からの評価、事業の継続及び実証研究の方向性などに関する事項

（４）その他事業系ごみの資源化に関し必要と認める事項

（組織）

第３条　運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数以内において市長が委嘱する。

（１）学識経験者　　５名

（２）政策金融機関職員　　１名

（３）市職員　　２名

（４）その他必要と認める者　若干名

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、前条第２号及び第３号に該当する委員については、任期中であっても、本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　委員に欠員が生じた場合は、市長は補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　市長は、運営委員会の継続的かつ円滑な運営を図るため特に必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、委員を委嘱する際に、当該委員の任期を２年未満の期間で定めることができる。

（会長）

第５条　運営委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　運営委員会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（事務局）

第７条　運営委員会の事務を処理するため、福岡市環境局循環型社会推進部計画課に事務局を置く。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成23年８月３日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和 元年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和 ４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和 ８年４月１日から施行する。